

修正案	現行																																		
<p>第1章 大規模火災対策</p> <p>第2節 予防計画</p> <p>1 建築物不燃化の促進 (1) 建築物の防火規制 ア (略) イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 住宅防火対策 県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。 特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。</p> <p>第3節 応急対策計画</p> <p>1 応急活動体制 (1)、(2) (略) (3) 県における配備基準は別表のとおりとする。</p> <p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">大規模火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(第1・第2配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 (略)</td> </tr> </tbody> </table>			大規模火災	(第1・第2配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 (略)	<p>第1章 大規模火災対策</p> <p>第2節 予防計画</p> <p>1 建築物不燃化の促進 (1) 建築物の防火規制 ア (略) イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 住宅防火対策 県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。 特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、<u>普及促進</u>に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。</p> <p>第3節 応急対策計画</p> <p>1 応急活動体制 (1)、(2) (略) (3) 県における配備基準は別表のとおりとする。</p> <p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">大規模火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(第1・第2配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課、医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 (略) 教育庁学校安全保健課 出先機関 (略)</td> </tr> </tbody> </table>			大規模火災	(第1・第2配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課、医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁学校安全保健課 出先機関 (略)
		大規模火災																																	
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)																																	
	配備基準	(略)																																	
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)																																	
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)																																	
	配備基準	(略)																																	
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 (略)																																	
		大規模火災																																	
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)																																	
	配備基準	(略)																																	
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課、医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関 (略)																																	
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)																																	
	配備基準	(略)																																	
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁学校安全保健課 出先機関 (略)																																	

修正案	現行																																		
<p style="text-align: center;">第2章 林野火災対策</p> <p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>5 消火施設の設置</p> <p>(1) 水槽の設置（自然水利の活用）</p> <p>県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、溪間の安定を図るための、<u>谷止工の活用等により防火用水の確保を図る。</u> <u>県、市町村及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>1 県の応急活動体制</p> <p>県における配備基準は別表のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総合的消防体制の確立</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 航空機による空中消火体制の整備</p> <p>空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 林野火災対策</p> <p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>5 消火施設の設置</p> <p>(1) 水槽の設置（自然水利の活用）</p> <p>県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、溪間の安定を図るための、<u>谷止工を利用して防火用水を確保する。</u> 市町村及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>1 県の応急活動体制</p> <p>県における配備基準は別表のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総合的消防体制の確立</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 航空機による空中消火体制の整備</p> <p>空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。</p>																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">管 理 委 託 先</th> <th style="width: 35%;">空 中 消 火 バ ケ ッ ト 保 管 場 所</th> <th style="width: 50%;">臨 時 離 発 着 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自 衛 隊</td> <td>陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫</td> <td>木更津駐屯地飛行場</td> </tr> </tbody> </table>	管 理 委 託 先	空 中 消 火 バ ケ ッ ト 保 管 場 所	臨 時 離 発 着 場	自 衛 隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">管 理 委 託 先</th> <th style="width: 35%;">空 中 消 火 バ ケ ッ ト 保 管 場 所</th> <th style="width: 15%;">臨 時 離 発 着 場</th> <th style="width: 35%;">水 利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自 衛 隊</td> <td>陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫</td> <td>木更津駐屯地飛行場</td> <td>山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム</td> </tr> </tbody> </table>	管 理 委 託 先	空 中 消 火 バ ケ ッ ト 保 管 場 所	臨 時 離 発 着 場	水 利	自 衛 隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム																				
管 理 委 託 先	空 中 消 火 バ ケ ッ ト 保 管 場 所	臨 時 離 発 着 場																																	
自 衛 隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場																																	
管 理 委 託 先	空 中 消 火 バ ケ ッ ト 保 管 場 所	臨 時 離 発 着 場	水 利																																
自 衛 隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム																																
<p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 80%;">林野火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">(第1・第2配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">(本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本 庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課</td> </tr> </tbody> </table>			林野火災	(第1・第2配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関 (略)	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本 庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課	<p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 80%;">林野火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">(第1・第2配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">(本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本 庁 (略) 教育庁学校安全保健課</td> </tr> </tbody> </table>			林野火災	(第1・第2配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関 (略)	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本 庁 (略) 教育庁学校安全保健課
		林野火災																																	
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)																																	
	配備基準	(略)																																	
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関 (略)																																	
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)																																	
	配備基準	(略)																																	
	配備を要する課等	本 庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課																																	
		林野火災																																	
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)																																	
	配備基準	(略)																																	
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関 (略)																																	
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)																																	
	配備基準	(略)																																	
	配備を要する課等	本 庁 (略) 教育庁学校安全保健課																																	

修正案

		出先機関 第2配備と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
--	--	----------------------------------

第3章 危険物等災害対策

		県（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）
--	--	-----------------------

第3節 応急対策計画

- 1 県の応急活動体制
県における配備基準は別表のとおりとする。

【別表】

1 配備基準

		危険物等災害
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課
		出先機関 (略)
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課
出先機関 第2配備と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。		

第4章 油等海上流出災害対策

第1節 基本方針

- 2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱
(1)～(5) (略)
(6) 海上災害防止センター
ア 海上保安庁長官の指示に基づく排出油等防除措置の実施

現行

		出先機関 第2配備と同じ必要に応じて関係機関で増強する
--	--	--------------------------------

第3章 危険物等災害対策

		県（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>商工労働部</u> 、警察本部）
--	--	--------------------------------------

第3節 応急対策計画

- 1 県の応急活動体制
県における配備基準は別表のとおりとする。

【別表】

1 配備基準

		危険物等災害
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 <u>保安課</u> 病院局経営管理課
		出先機関 (略)
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)
	配備基準	(略)
	配備を要する課等	本庁 (略) 教育庁教育振興部学校安全保健課
出先機関 第2配備と同じ必要に応じて関係機関で増強する		

第4章 油等海上流出災害対策

第1節 基本方針

- 2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱
(1)～(5) (略)
(6) 海上災害防止センター
ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施

修正案	現行																																										
<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>1 県の応急活動体制 県における配備基準は別表のとおりとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 補償対策</p> <p>ア タンカーによる油流出事故の場合 船舶油濁損害賠償保障法に基づき、<u>流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。</u> また、<u>国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができ、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が講じた措置に掛かる経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。</u></p> <p>イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合 船舶油濁損害賠償保障法に基づき、<u>流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。</u> また、<u>国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができ、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が講じた措置に掛かる経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>1 県の応急活動体制 県における配備基準は別表のとおりとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 補償対策</p> <p>ア タンカーによる油流出事故の場合 船舶油濁損害賠償保障法に基づき、<u>直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。</u></p> <p>イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合 海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、<u>地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。</u> <u>漁業者及び観光業者等は、直接を受けた被害の損害賠償請求等ができる。</u></p>																																										
<p>【別表】</p>	<p>【別表】</p>																																										
<p>1 配備基準</p>	<p>1 配備基準</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>油等海上流出災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(第1・第2配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 第2配備から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出先機関 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 第2配備に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出先機関 (略)</td> </tr> </tbody> </table>			油等海上流出災害	(第1・第2配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 第2配備から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課		出先機関 (略)	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 第2配備に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課		出先機関 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>油等海上流出災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(第1・第2配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 第2配備から配備を要する課 管財課 報道広報課 観光企画課 県土整備政策課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出先機関 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(本部第1～本部第3配備)</td> <td>設置する本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 第2配備に加えて 秘書課 政策企画課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁学校安全保健課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出先機関 (略)</td> </tr> </tbody> </table>			油等海上流出災害	(第1・第2配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 第2配備から配備を要する課 管財課 報道広報課 観光企画課 県土整備政策課		出先機関 (略)	(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)	配備基準	(略)	配備を要する課等	本庁 第2配備に加えて 秘書課 政策企画課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁学校安全保健課		出先機関 (略)
		油等海上流出災害																																									
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)																																									
	配備基準	(略)																																									
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 第2配備から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課																																									
		出先機関 (略)																																									
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)																																									
	配備基準	(略)																																									
	配備を要する課等	本庁 第2配備に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課																																									
		出先機関 (略)																																									
		油等海上流出災害																																									
(第1・第2配備)	設置する本部	(略)																																									
	配備基準	(略)																																									
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 資源循環推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 第2配備から配備を要する課 管財課 報道広報課 観光企画課 県土整備政策課																																									
		出先機関 (略)																																									
(本部第1～本部第3配備)	設置する本部	(略)																																									
	配備基準	(略)																																									
	配備を要する課等	本庁 第2配備に加えて 秘書課 政策企画課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 水道局計画課 企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁学校安全保健課																																									
		出先機関 (略)																																									